

随意契約理由書

工事名：一級河川 東除川 応急復旧工事（下観音橋下流左岸）

本工事は、一級河川東除川（下観音橋下流左岸）において、令和元年8月19日の豪雨により、河床が洗掘され護岸が崩壊する災害が発生したため、護岸の応急復旧を行うものである。

株式会社芝松組は、平成31年度土木一式・海上工事災害時施工能力事前審査認定業者の中で、主要な施工現場から最も近い業者であり迅速な対応が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を締結するものである。